

## あんしん電話着信サービスご利用規程

平成29年4月1日

中部テレコミュニケーション株式会社

## (目的)

第1条 中部テレコミュニケーション株式会社(以下「当社」といいます。)は、あんしん電話着信サービス利用規程(以下「本規程」といいます。)を定め、これにより迷惑電話対策サービス及びこれに付随するサービス(以下個別に又は総称して「本サービス」といいます。)を提供します。

## (本規程の適用及び変更)

第2条 本サービスの利用に関しては、本規程のほかに、当社が定める契約約款、各種の規程、注意事項、ガイドライン等(当社が隨時契約者に行う通知を含みます。以下総称して「本規程等」といいます。)が適用されます。

- 2 当社は、契約者の承諾を得ることなく、また、事前の予告なく、本規程等を変更することがあります。この場合には、本サービスの内容及び料金その他提供条件は変更後の本規程等によります。
- 3 本規程等の変更その他本サービスに関する重要事項等の契約者への通知は、当社が指定するホームページに掲示する方法により行われ、当該通知内容が当社の指定するホームページにその内容を掲示された時にその効力を生じるものとします。

## (用語の定義)

第3条 本規程において用いられる次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
本サービス利用契約	本規程に基づく、本サービスの全部又は一部の利用に係る契約をいいます。
契約者	本サービス利用契約を当社との間で締結する者をいいます。
申込者	本契約の申し込みを行った者
利用者	契約者と合意の上、自身が利用する固定電話機をホームゲートウェイに接続して迷惑電話対策サービスを利用する、契約者以外の者をいいます。
ホームゲートウェイ	当社が契約者に提供する機器であり、インターネット接続機能及び契約者又は利用者が保有する固定電話機を接続する機能等を有する当社指定機器をいいます。
トビラシステムズ	迷惑電話データベースを管理するトビラシステムズ株式会社をいいます。
迷惑電話	振り込め詐欺、悪質な電話勧誘販売、投資詐欺、ワン切り等、電話を受けた者に対して不当に精神的又は経済的負担を与える結果を生じる可能性が高い電話をいいます。
迷惑電話番号	迷惑電話を発信している電話番号を個別に又は総称していいます。
迷惑電話データベース	トビラシステムズが管理する迷惑電話番号に係る情報を保管するデータベースであって、警察等の第三者機関から提供された迷惑電話番号に関する情報並びに契約者、利用者、トビラシステムズのサービスを利用する者等の第三者から提供されたログ項目データを逐

	次蓄積するデータベースをいいます。
迷惑電話対策サービス	ホームゲートウェイに接続する固定電話機に着信した電話の発信者電話番号について迷惑電話番号であるか否かを判定し、自動応答を行う当社のサービスを総称したものをいいます。
ログ項目データ	トビラシステムズが迷惑電話データベースの作成及び更新に用いられるデータであって、ホームゲートウェイに接続された固定電話機に着信した電話(迷惑電話を含むがこれに限られません。)の全着信件数、着信番号、発信元電話番号(非通知であった場合はその旨の情報を含みます。)及び着信日時をいいます。
迷惑電話レポート機能	指定メールアドレス宛てに迷惑電話レポートを送信するサービスいいます。
迷惑電話レポート	ホームゲートウェイに接続された固定電話機に着信した電話の発信者番号について迷惑電話番号であると判定した場合に、当社が指定する事項を通知する指定メールアドレス宛ての電子メールをいいます。
指定メールアドレス	迷惑電話レポートの送信先メールアドレスとして契約者が指定する契約者の電子メールアドレスをいいます。
反社会的勢力	暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規程する暴力団をいう。)、暴力団員(同法第2条第6号に規程する暴力団員をいう。)、暴力団関係企業、総会屋、社運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者及びこれらの者と密接な関わりを有する者を総称している。
消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

(迷惑電話対策サービスの利用)

第4条 本サービス利用契約が締結された場合、契約者は本規程等の定めに従い、迷惑電話対策サービスを利用することができます。

2 契約者は、以下の各号に定める事項について予め承諾した上で、本サービスを利用するものとします。

- (1) 迷惑電話対策サービスは、ホームゲートウェイに接続された固定電話機への着信が迷惑電話である可能性を迷惑電話データベースにより判定するサービスであり、当該固定電話機が迷惑電話を受信すること並びに契約者又は利用者が迷惑電話について通話する可能性を完全に排除するものではないこと。
- (2) 迷惑電話対策サービスは、全ての迷惑電話を正しく判定することを保証するものではなく、詐欺、脅迫等の犯罪の発生並びに契約者及び利用者の経済的損害、精神的苦痛、不快感その他の不利益の発

生を完全に排除するものではないこと。

- (3) 迷惑電話対策サービスを利用することにより、契約者又は利用者が着信の拒否を希望しない電話番号からの着信についても、その発信元電話番号が迷惑電話であるとして判定される場合があること。
  - (4) ホームゲートウェイに接続された固定電話機への着信について通話をするか否かの判断を含めた迷惑電話対策サービスの利用は、契約者又は利用者の責任と判断において行われるものであること。
  - (5) 本サービスの利用には、発信者番号表示サービスへの加入が別途必要であること。
  - (6) ビジネスフォン、ホームテレfon、ドアホン、ホームセキュリティ等の利用状況、他回線との干渉、契約者又は利用者宅内の通信設備の影響その他の接続環境又は電話回線環境等の影響により本サービスを利用できない場合があること。
  - (7) 契約者は、前二号に該当したため契約者又は利用者が本サービスを利用できなかった場合あっても、本規程に別段の定めがある場合を除き、本サービスの利用料金の支払を免れないものであること。
  - (8) 迷惑電話対策サービスの品質及びトビラシステムズがその顧客等に提供する迷惑電話データベースの情報精度の向上並びに迷惑電話レポートを指定メールアドレスに送信すること(契約者から迷惑電話レポートの利用申込があった場合に限ります。)を目的に、ホームゲートウェイに接続された固定電話機に係るログ項目データが、トビラシステムズに対して自動的に送信され、トビラシステムズが、当該ログ項目データを迷惑電話対策サービスの品質及びトビラシステムズがその顧客等に提供する迷惑電話データベースの情報制度の向上並びに迷惑電話レポートの指定メールアドレスへの送信のために利用すること。
  - (9) 前号に定めるトビラシステムズに対するログ項目データの送信は、本規程の内容に対する契約者及び利用者の同意の有無を問わずホームゲートウェイを固定電話機に接続することで開始されること。
  - (10) 第8号に定めるトビラシステムズに対するログ項目データの送信を中止又は終了するためには、本サービス利用契約の解約が必要であること。
  - (11) 迷惑電話データベースの転載、複製、複写、修正、改変、公衆送信、頒布、貸与、翻訳、翻案、二次的著作物の作成、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルその他の利用並びに第三者に対する譲渡、使用許諾その他の処分が禁止されていること。
  - (12) ホームゲートウェイに接続された固定電話機におけるログ項目データに分析統計処理を施し個人及び個々の通信を特定できないよう加工した情報がトビラシステムズから当社に提供される場合があり、当社が当該情報を当社の業務の遂行上必要な範囲で利用すること。
- 3 契約者は、契約者の責任及び負担において、前項各号に定める事項及び本サービスの利用にあたり第9条(禁止される行為)各号に定める事項が禁止されていることについて利用者の承諾を取得した上で、本サービス利用契約を締結し、利用者に本規程等に定める事項を遵守させたうえで本サービスを利用させるものとします。

#### (迷惑電話レポート機能)

第5条 契約者が、指定メールアドレスその他の当社が指定する情報を当社所定の方法で送信して迷惑電話レポート機能の利用を当社に申し込み、当社がこれを承諾した場合、契約者は、迷惑電話レポート機能を利用することができます。

2 契約者が当社に対して申し出ることができる指定メールアドレスの数は、1の本サービス利用契約につき5つ

とします。

- 3 指定メールアドレスの変更及び削除は、契約者が当社所定の方法で申し込むことができます。
- 4 迷惑電話レポート機能の利用料金は、本サービスの利用料金に含まれるものとします。
- 5 契約者は、迷惑電話レポート機能の利用にあたり、以下の各号の定めを遵守するものとします。
  - (1) 契約者又は利用者以外の者のメールアドレスを指定メールアドレスとして指定しないこと。
  - (2) 契約者が迷惑電話レポート機能を利用すること及び指定メールアドレス宛に迷惑電話レポートが送信されることについて、予め利用者から同意を取得すること。
  - (3) ホームゲートウェイに接続された電話回線の品質、契約者又は利用者宅内の通信環境、又は指定メールアドレスにおけるメール受信許可設定の状況等により、迷惑電話レポートが指定メールアドレスに届かない場合があること。
  - (4) 迷惑電話対策サービスの中止若しくは停止又はホームゲートウェイの故障等、迷惑電話対策サービスを利用できない事象が発生した場合、迷惑電話レポート機能を利用できない場合があること。

#### (利用中止)

第6条 当社は、次の場合には、本サービスの提供を一時的に中止することがあります。

- (1) 本サービスを提供するために使用するネットワーク、システム又は設備について保守又は工事を行う必要があるとき。
  - (2) 自然災害、テロ行為、停電その他の不可抗力のとき。
  - (3) ネットワーク障害など、本サービスの提供を不能又は著しく困難にする事由が生じたとき。
  - (4) その他当社が合理的な理由により、本サービスの提供を中止する必要があると判断したとき。
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの提供を中止する場合は、当社が指定する Web サイトに掲載する等の方法により、その旨の周知を行います。但し、緊急やむを得ない場合は、事後速やかに周知を行います。

#### (利用停止)

第7条 当社は、次のいずれかに該当する場合、本サービスの利用を停止することができます。

- (1) 契約者又は利用者が過去に若しくは現に本規程等に違反したと当社が判断したとき。
- (2) 契約者又は利用者の本サービスの利用料金その他本規程に基づく金銭債務が、支払期日を経過してもなお支払われないとき。
- (3) 契約者又は利用者が当社の提供するサービスの利用に係る料金その他当社に対する金銭債務について、支払期日を経過しもなお支払われないとき。

#### (本サービス等の変更及び提供終了)

第8条 当社は、本サービスの品質の維持・向上等を目的に、契約者及び利用者に事前に通知することなく、ホームゲートウェイに内蔵されるソフトウェアの仕様を変更する場合があります。

- 2 当社は、本サービスを継続的かつ安定的に提供することが著しく困難であると認める場合、本サービスのすべて又は一部の提供を終了することがあります。
- 3 前項の規定により当社が本サービスの提供を終了し、本サービスの提供終了に伴い本サービス利用契約を解除する場合には、当社が指定するホームページに掲載する等の方法により周知を行います。但し、緊急や

むを得ない場合には事後速やかに周知を行います。

(禁止される行為)

第9条 本サービスの利用に当たっては、契約者自ら又は利用者は以下の行為を行い又は行わせてはならないものとします。

- (1) 当社又は第三者の財産権(知的財産権を含みます。)、プライバシー、名誉、その他の権利を侵害する行為。
- (2) 本サービスの違法な目的での利用。
- (3) 本サービスによりアクセス可能な当社又は第三者の情報を改ざん、消去する行為。
- (4) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為。
- (5) ウィルスその他有害なコンピュータプログラム等を送信する行為。
- (6) 当社の設備に無権限でアクセスし、又はその利用若しくは運営に支障を与える行為。
- (7) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為。
- (8) 本サービス又は当社の事業の運営に支障をきたすおそれのある行為。
- (9) 法令、本規程等若しくは公序良俗に反する行為、当社若しくは第三者の信用を毀損する行為、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為。
- (10) 本サービスを営業目的で利用する行為(本サービスを第三者に再販売する行為を含むがこれに限らない。)。
- (11) 迷惑電話データベースの転載、複製、複写、修正、改変、公衆送信、頒布、貸与、翻訳、翻案、二次著作物の作成、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルその他の利用並びに第三者に対する譲渡、使用許諾その他の処分をする行為。
- (12) 迷惑電話データベースの抜き出し、解析、改変その他迷惑電話データベースの維持及び更新並びに迷惑電話情報の正常な提供を妨害するおそれのあるいかなる行為。
- (13) 反社会的勢力に利益を供与する行為。
- (14) 当社が提供するホームゲートウェイを第三者に譲渡、担保提供、転貸する行為。
- (15) ホームゲートウェイを分解、解析、改造、改変、損壊、破棄、紛失、滅失、汚損する行為。
- (16) ホームゲートウェイを契約者若しくは利用者の保有する固定電話機以外の固定電話機に接続する行為並びに契約者が指定したホームゲートウェイの設置場所の外に持ち出す行為。
- (17) ホームゲートウェイの取扱説明書に記載されている禁止事項に該当する行為。
- (18) 本サービスの利用にあたり当社に対して虚偽又は架空の情報を申告する行為。
- (19) その他前各号に該当するおそれのある行為又はこれに類する行為。
- (20) 前各号を助長する行為、直接又は間接に惹起し又は容易にする行為。

(知的財産の帰属)

第10条 本サービスに関する知的財産権は、全て当社、トビラシステムズ又は当社若しくはトビラシステムズにライセンスを許諾している者に帰属しており、本規程に基づく本サービスの提供は、本サービスに関する当社、トビラシステムズ又は当社若しくはトビラシステムズにライセンスを許諾している者の知的財産権についての全部又は一部の譲渡又は移転を意味するものではありません。

#### (個人情報等の保護)

第11条 本サービスの提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。

2 当社は、ホームゲートウェイからトビラシステムズに送信された契約者及び利用者のログ項目データに分析統計処理を施し個人及び個々の通信を特定できないよう加工した情報を、トビラシステムズから取得し、当社の業務の遂行上必要な範囲で利用できるものとします。

#### (保証及び免責)

第12条 当社及びトビラシステムズは、本サービス及び迷惑電話データベースに蓄積される情報の安全性、正確性、完全性、有用性、最新性、契約者及び利用者の特定の目的に合致すること、契約者及び利用者の有する課題及び問題の解決並びに契約者及び利用者が迷惑電話番号からの着信について通話を行う可能性の排除について、何ら保証を行わないものとします。

2 契約者は、本サービスを自らの責任において利用し又は利用者に利用させるものとします。当社及びトビラシステムズは、本サービスの利用(ホームゲートウェイに接続された固定電話機において通話を行うこと及び迷惑電話レポートを受信することを含みますがこれに限られません。)に関する生じた責任、負担、損害及び損失(ホームゲートウェイが接続された固定電話機における通話、迷惑電話レポートに含まれたウイルス等の有害なコンピュータプログラム、ホームゲートウェイの故障並びにホームゲートウェイ又は迷惑電話データベースに蓄積された情報の消失に起因して生じた損害を含みますがこれらに限られません。)について一切の責任を負わないものとします。

3 契約者又は利用者が、本サービスによって提供されるサービスの利用に関して、他の契約者や第三者(利用者を含みますがこれに限られません。以下本条において同じです。)に対して損害を与えた場合、契約者は自己の責任と費用負担において当該損害を賠償するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。

4 契約者は、本サービスの利用に関して、第三者との間で紛争が発生した場合は、自己の責任と費用負担においてこれらを処理解決するのとし、当社に一切の迷惑をかけないものとします。

#### 附則

##### (実施期日)

この規程は、平成28年4月1日から実施します。

#### 附則

##### (実施期日)

この改定規程は、平成29年4月1日から実施します。